

議案第 6 6 号

瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の改正に伴い、固定資産税の特例基準を追加するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例

瑞穂町税賦課徴収条例（昭和 2 5 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 0 条の 2 中第 1 5 項を第 1 6 項とし、第 7 項から第 1 4 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 7 分の 6 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町税賦課徴収条例 新旧対照表

新	旧
目次 略	目次 略
第1章及び第2章 略	第1章及び第2章 略
附 則	附 則
第1条から第10条 略	第1条から第10条 略
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 略	第10条の2 略
2から6 略	2から6 略
<u>7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は7分の6とする。</u>	
<u>8</u> 略	<u>7</u> 略
<u>9</u> 略	<u>8</u> 略
<u>10</u> 略	<u>9</u> 略
<u>11</u> 略	<u>10</u> 略
<u>12</u> 略	<u>11</u> 略
<u>13</u> 略	<u>12</u> 略
<u>14</u> 略	<u>13</u> 略
<u>15</u> 略	<u>14</u> 略
<u>16</u> 略	<u>15</u> 略
第10条の3から第24条 略	第10条の3から第24条 略
附 則	
<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	